

1. 基金の概要

基金(事業)の名称	廃炉・汚染水対策基金(廃炉・汚染水対策事業)
法人名	特定非営利活動法人地球と未来の環境基金
基金額(国庫補助金相当額)	10.8百万円(10.8百万円)
基金事業の概要 (見直し対象となる融資等業務(※1)を行っている場合は、その概要)	福島第一原子力発電所の廃炉・汚染水対策において、国内外の叡智を結集・活用し、かつ、絶えず状況が変化する中で当初想定し得ない技術的課題に対応するため、技術的に難易度が高く、国が前面に立って取り組む必要のあるものについて、研究開発を支援する。
基金事業を終了する時期	【終了予定時期】令和3年度 【新規申請の受付終了時期】平成26年度
次回の見直し時期	令和3年度
基金事業の目標	廃炉・汚染水対策を進めていく上で、技術的に難易度が高く、国が前面に立って取り組む必要のあるものについて、課題解決を目指す。

2. 見直し結果

項目	講ずる措置
実施した見直しの概要 (平成18年8月15日閣議決定、平成20年12月24日行政改革推進本部決定における措置内容等(※2))	-
目標達成の評価	-
基金の保有割合	1.58
基金の保有割合の算出	(算出に用いた方式) 基金残高(①)÷事業が完了するまでに必要となる補助金等(②) ①令和2年度基金残高 10.8百万円 ②事業費及び管理費(見込み) 6.8百万円
使用見込みの低い基金等の取扱いの検討結果	使用見込みの低い基金等の該当の有無 <input checked="" type="radio"/> 有・無 [有の場合]該当する理由:平成18年8月15日閣議決定における3.(4)エに該当する。 令和2年度末に使用見込みの低い金額が確定したため、令和3年5月に不用額の国庫返納を行う。
その他	-

3. 運用方法

科目	当該運用資産を選択している理由	金額(単位:百万円)
預貯金	—	—
短期・長期信託	「公益法人の設立許可及び指導監督基準」(平成8年9月20日閣議決定)5.(5)を踏まえた常識的な運用益が得られ、また、資金の安全性と資金管理の透明性が確保されている運用であるため。	10.8
有価証券	—	—
国債	—	—
政保債、地方債	—	—
その他社債等	—	—

4. 執行状況

(単位:百万円)

		令和2年度	令和3年度見込み	
収入	国費	—	—	
	国費以外	出資等	—	—
		運用収入	0	0
		その他	0	0
	前年度繰り越し	26.8	10.8	
	(マイナス)返納額	-10.5	-4.0	
	合計(a)	16.3	6.8	
支等 出)事業費	事業費(交付額)	0	0	
	管理費(※支出先は当法人及び事務局)	5.5	6.8	
	合計(b)	5.5	6.8	
基金残高(a-b)		10.8	0.0	
出資残高		—	—	
貸付残高		—	—	
債務保証残高		—	—	

<交付額等>

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	—
交付決定件数	46	—	—	—
交付決定額(円)	16875.4百万円	—	—	—

※1「見直し対象となる融資等業務」とは、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成18年法律第47号)第14条第3号に該当する融資等業務をいう。

※2「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」(平成18年8月15日閣議決定)、「補助金等の交付により造成した基金の見直しについて」(平成20年12月24日 行政改革推進本部)

※3運用収入は、金融政策の動向等により変動が生じる可能性がある。